

女性活躍推進法に関する当社計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 内 容

目標1：管理職（課長職以上）に占める女性の割合を5%以上とする。

<対策・取組>

- ・令和5年4月～ 人事評価制度の見直しを図り、新評価基準を検討する。
- ・令和6年4月～ 新評価基準を運用し、昇進基準を満たす労働者を昇進させる。

目標2：年次有給休暇の取得割合を1人あたりの平均25%以上とする。

※付与日数が10日以下の従業員も含めての目標

<対策・取組>

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- ・令和5年4月～ 年次有給休暇が取得しやすくするため、従業員の拡充に務める

女性の活躍に関する情報

公表日：令和5年5月31日

【管理職に占める女性労働者の割合】 . . . 2. 0%

【男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）】

| | |
|----------|--------|
| 全労働者 | 72. 6% |
| 正社員 | 69. 0% |
| パート・有期社員 | 77. 8% |

【有給休暇取得率】 . . . 21. 2%